

小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議 設置要綱

(目 的)

第 1 条 小笠原諸島世界自然遺産地の適正な管理のあり方を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行うため、「小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。

(検討事項)

第 2 条 地域連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 小笠原諸島世界自然遺産地域(以下「遺産地域」という)の管理計画に関する事項
- (2) 遺産地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第 1 条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構 成)

第 3 条 地域連絡会議は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。

(運 営)

第 4 条 地域連絡会議は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、地域連絡会議に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 地域連絡会議は、重要な事項について検討を深めるため、地域連絡会議のもとに部会を設置することができる。

(事務局)

第 5 条 地域連絡会議の事務局は、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都及び小笠原村によって構成し、対外的な連絡窓口は関東地方環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、関東地方環境事務所長が務める。

(その他)

第 6 条 地域連絡会議は、遺産地域の適正な管理に資するため、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会と連携・協力を図る。

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 23 年 9 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議 構成機関・団体一覧

管理機関（遺産地の保全・管理にかかる法律、条例、規則等を所管する関係行政機関）

関東地方環境事務所
関東森林管理局
東京都
小笠原村

参画機関（遺産地の保全・管理の推進に参画する地元関係行政機関）

小笠原総合事務所

参画団体（遺産地の保全・管理の推進に参画する地元関係団体）

小笠原村商工会
小笠原村観光協会
小笠原母島観光協会
小笠原ホエールウォッチング協会
小笠原島漁業協同組合
小笠原母島漁業協同組合
東京島しょ農業協同組合
NPO 小笠原野生生物研究会
NPO 小笠原自然文化研究所
小笠原環境計画研究所

オブザーバー

関係行政機関
小笠原諸島世界自然遺産地科学委員会
関係行政機関その他事務局長が必要と認める者